

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の21第1項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設または小規模作業所に準ずる者（以下「障害者支援施設等受注団体」という。）の認定を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(認定の対象)

第2条 障害者支援施設等受注団体として、区長の認定を受けることができる者は、つぎに掲げる者とする。

- (1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第2条第4項に規定する障害者就労施設等（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設および小規模作業所を除く。）
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第45条の3の厚生労働大臣の認定を受けている者
- (3) 2社以上の企業で構成し常用労働者数が101人以上の事業共同体で、申請月の前々月以前1年間における各月ごとの初日において、障害者雇用促進法第43条第1項、第3項から第5項までおよび第8項の規定により算定したその雇用する障害者（障害者雇用促進法第2条第2号の身体障害者、同条第4号の知的障害者および同条第6号の精神障害者をいう。以下同じ。）の数が、同日における全常用労働者数に100分の3.7を乗じて得た数（その数に1人未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。）以上の者

(認定の申請)

第3条 障害者支援施設等受注団体の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、練馬区障害者支援施設等受注団体認定申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

(認定)

第4条 区長は、前条の申請書が提出されたときは、地方自治法施行規則第12条の2の21第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、つぎの各号のいずれにも該当する者を障害者支援施設等受注団体として認定する。

- (1) 第2条各号のいずれかに該当すること。
- (2) 適切に業務を遂行する能力を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定により練馬区（以下「区」という。）における一般競争入札の参加を制限されていない者であること。
- (4) 区内に本社または主たる事業所を有すること。
- (5) 申請月から過去3年間、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第28条に基づき障害者虐待があった者として公表されていないこと。

(6) 申請者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員または使用人その他の従業者もしくは構成員を含む。）が、練馬区暴力団排除条例（平成24年12月練馬区条例第54号）第2条第1号に規定する暴力団または同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

2 区長は、前項の規定により審査を実施し、障害者支援施設等受注団体として認定したときは、申請者に練馬区障害者支援施設等受注団体認定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定により審査を実施し、障害者支援施設等受注団体を認定しないこととしたときは、申請者に練馬区障害者支援施設等受注団体認定却下通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（認定団体の公表）

第5条 区長は、前条の規定により障害者支援施設等受注団体として認定を受けた者（以下「認定団体」という。）について、名簿を作成し公表するものとする。

（認定内容の変更）

第6条 認定団体は、その認定事項のうち、所在地、名称および代表者に変更が生じたときは、速やかにその旨を練馬区障害者支援施設等受注団体認定変更届（第4号様式）により区長に届け出なければならない。

（認定基準非該当の届出）

第7条 認定団体は、第2条の規定または第4条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったときは、速やかにその旨を文書により区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の規定による届出があった場合は、当該届出の内容を確認し、必要に応じて認定を取り消し、届出を行った者にその旨を通知するものとする。

（認定の範囲、有効期間および更新）

第8条 認定団体の認定の有効期間は、認定の日から3年を経過した日の属する年度の末日までとし、区長が障害者雇用の促進に資する事業と認める事業を対象とする契約案件においてのみ有効とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の有効期間内に締結した契約のうち有効期間満了日以降に契約期間が満了するものについては、当該契約においては、当該満了日までの間、なお有効期間が存続しているものとみなす。

3 認定団体は、認定の有効期間満了後に引き続き認定を受けようとする場合は、練馬区障害者支援施設等受注団体認定更新申請書（第5号様式。以下「更新申請書」という。）に必要な書類を添えて、指定する期日までに区長に提出しなければならない。

4 区長は、前項の更新申請書が提出されたときは、地方自治法施行規則第12条の2の21第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、審査を実施し、認定団体に審査結果を通知するものとする。

（認定の取消し）

第9条 区長は、認定団体が、つぎのいずれかに該当するときは、当該認定を取消すものとする。

(1) 第2条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 第4条第1項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき。

(3) 虚偽の申請その他不正の手段により障害者支援施設等受注団体の認定を受けたとき。

(実地調査等)

第10条 区長は、必要があると認めるときは、認定団体に対して、申請書（更新申請書を含む。以下同じ。）または添付書類に記載された障害者の雇用状況等の内容等必要と認める事項について実地に調査し、または説明を求めることができる。

2 区長は、前項の実地調査等の結果、申請書または添付書類に虚偽の記載があることが明らかになった場合は、認定を取り消すことができる。

3 区長は、前項の規定により、認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第11条 第3条および第8条第3項の規定による申請ならびに第6条および第7条第1項の規定による届出については、区長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成27年2月13日から施行し、契約締結日が平成27年4月1日以降の案件から適用する。

(経過措置)

2 第2条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までの間、平成26年度に練馬区障害者雇用協議会として区と契約を締結した者は、当該契約の内容と同種の事業を対象とする契約案件に限り、障害者支援施設等受注団体として、区長の認定を受けることができるものとする。

付 則（令和3年6月18日3練福障第439号）

1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区障害者支援施設等受注団体認定取扱要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和3年11月1日3練福障第1120号）

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

付 則（令和4年1月13日3練福障第1522号）

この要綱は、令和4年1月13日から施行し、同月4日から適用する。

付 則（令和6年8月2日6練福障第605号）

この要綱は、令和6年8月2日から施行する。

付 則（令和7年7月23日7練福障第571号）

1 この要綱は、令和7年7月23日から施行する。

2 改正後の練馬区障害者支援施設等受注団体認定取扱要綱第2条第3号の規定は、この要綱の施行の日以後に障害者支援施設等受注団体の認定を受けようとする者に適用し、同日前に認定を受けている者については、なお従前の例による。

第1号様式（第3条関係）

練馬区障害者支援施設等受注団体認定申請書

年 月 日

練馬区長 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

練馬区障害者支援施設等受注団体認定取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）第3条の規定に基づき、障害者支援施設等受注団体としての認定を受けたいので、つぎのとおり申請します。

なお、以下の項目に該当し実施することを誓約します。

- 1 取扱要綱第4条第1項各号の全てに該当すること
- 2 この申請書類等の記載事項は事実と相違ないこと
- 3 障害者雇用の促進のため、受託した事業を実施する際には雇用した障害者を配置すること

<添付資料>

- 1 定款またはこれに代わるもの（規約その他団体の目的、組織および運営の方法を定めた書類等）
- 2 会社概要（パンフレット等）
- 3 提供可能物品・役務の概要（パンフレット、写真等）
- 4 提供可能物品・役務の過去3年の提供実績（発注時期、発注元、金額および数量を記載）
- 5 取扱要綱第2条に該当することを証する書類
 - ・特例子会社の場合は厚生労働大臣の認定証の写し
 - ・重度障害者多数雇用事業所の場合は障害者雇用状況計算書
 - ・在宅就業障害者の場合は在宅就業契約の写し
 - ・在宅就業支援団体の場合は登録証の写しなど在宅就業支援団体であることを確認できる書類
 - ・事業企業協同組合等算定特例の場合は認定書の写し
 - ・取扱要綱第2条第3号該当事業共同体の場合は、事業共同体と構成する企業別の第1号様式別紙1から3および挙証書類

担当者	部署	
	職・氏名	
	電話	
	F A X	
	e-mail	
会社概要	営業種目	
	入札参加資格番号	

障害者雇用関係

事業所名

1	業種				
2	資本金・出資総額	円			
3	常用労働者数	人			
4	区内の事業所数	事業所（区外事業所数 事業所）			
5	区内事業所の雇用状況（申請月前々月以前の1年間の各月初日の雇用数合計）				
①	常用労働者数（週30時間以上）	別紙2のa欄と一致	A	人	
②	短時間労働者数（週20時間以上30時間未満）	別紙2のb欄と一致	B	人	
③	全体常用労働者数	①+（②×0.5）	別紙2のc欄と一致	C 人	
④	除外率	別紙「除外率設定業種および除外率一覧」参照		%	
⑤	基礎となる常用労働者数	③－（③×④（1人未満の端数切捨て））		人	
⑥	雇用すべき障害者数	⑤×3.0%（1人未満の端数切捨て）34人未満の場合はその端数を切り上げる		人	
⑦	障害者雇用数	エ+ク	別紙2のl欄と一致	L 人	
	常用労働者	ア 重度の身体障害者および知的障害者	実雇用数	別紙2のd欄と一致	D 人
		イ 重度以外の身体障害者および知的障害者	実雇用数	別紙2のe欄と一致	E 人
		ウ 精神障害者	実雇用数	別紙2のf欄と一致	F 人
		エ 計	（ア×2）+イ+ウ	別紙2のg欄と一致	G 人
	短時間労働者	オ 重度の身体障害者および知的障害者	実雇用数	別紙2のh欄と一致	H 人
		カ 重度以外の身体障害者および知的障害者	実雇用数	別紙2のi欄と一致	I 人
		キ 精神障害者	実雇用数	別紙2のj欄と一致	J 人
		ク 計	オ+（カ×0.5）+（キ×0.5）	別紙2のk欄と一致	K 人
⑧	障害者雇用率	⑦/⑤×100（小数点以下第2位四捨五入）		%	

注：1 各雇用者数は、申請月の前々月以前1年間の各月初日の合計人数を記載してください。※別紙2により算出

2 A～L欄の数値は、別紙2のa～l欄と一致。

3 常用労働者とは、以下の場合をいう。

(1) 期間の定めなく雇用されている場合

(2) 一定期間（例えば、1か月、6か月等）を定めて雇用されている者であって、その雇用期間が反覆雇用されて事実上(1)と同等と認められる場合（具体的には、過去1年間を超える期間について引き続き雇用されている場合または採用の時から1年を超えて雇用されると見込まれる場合）

(3) 日々雇用される場合で、雇用契約が日々更新され、事実上(1)と同等と認められる場合（具体的には(2)と同様）

4 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であり1年以上引き続き雇用されることが見込まれる場合をいう。

アおよびオ欄：原則として、身体障害者手帳の等級が1級または2級とされた者および児童相談所、障害者職業センター等により知的障害者と判定された者のうち、知的障害の程度が重いと判定された者をいう。

イおよびカ欄：原則として、身体障害者手帳の等級が3級から6級までとされた者および児童相談所、障害者職業センター等により知的障害者と判定された者のうち、知的障害の程度が軽いと判定された者をいう。

※ 別紙「申請書および添付書類一覧表」の該当する書類を添付してください。

障害者雇用状況計算書

事業所名：

障害者雇用算定年月		年												合計
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
全体の雇用状況	A 常用労働者数 (週30時間以上)													a
	B 短時間労働者数 (週20時間以上30時間未満)													b
	C 計 $A + (B \times 0.5)$													c
障害者雇用状況	常用障害者数	D 重度身体障害者 および知的障害者数												d
		E 重度以外の身体障害者 および知的障害者数												e
		F 精神障害者数												f
		G 計 $(D \times 2) + E + F$												g
	短時間障害者	H 重度の身体障害者 および知的障害者数												h
		I 重度以外の身体障害者 および知的障害者数												i
		J 精神障害者												j
		K 計 $H + (I \times 0.5) + (J \times 0.5)$												k
	合計 (G + K)													l

注：1 各雇用者数は、申請月の前々月以前1年間の各月初日の人数を記載してください。

2 合計欄 a～l の数値は、別紙1のA～L欄と一致。

3 常用労働者とは、以下の場合をいう。

(1) 期間の定めなく雇用されている場合

(2) 一定期間（例えば、1か月、6か月等）を定めて雇用されている者であって、その雇用期間が反覆雇用されて事実上(1)と同等と認められる場合（具体的には、過去1年間を超える期間について引き続き雇用されている場合または採用の時から1年を超えて雇用されると見込まれる場合）

(3) 日々雇用される場合で、雇用契約が日々更新され、事実上(1)と同等と認められる場合（具体的には(2)と同様）

4 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であり1年以上引き続き雇用されることが見込まれる場合をいう。

DおよびH欄：原則として、身体障害者手帳の等級が1級または2級とされた者および児童相談所、障害者職業センター等により知的障害者と判定された者のうち、知的障害の程度が重いと判定された者をいう。

EおよびJ欄：原則として、身体障害者手帳の等級が3級から6級までとされた者および児童相談所、障害者職業センター等により知的障害者と判定された者のうち、知的障害の程度が軽いと判定された者をいう。

障害者雇用継続関係

事業所名：

1	業種		
2	資本額・出資総額	円	
3	常用労働者	人	
4	区内の事業所数	事業所(区外事業所数	事業所)
5	平均雇用継続期間		
	項目	内容	備考
	雇用している障害者の人数（A）	人	
	（A）の雇用月数の累計（B）	月	
	平均雇用月数（C）	月	

※基準日は、申請日の属する前々月の初日としてください。

※平均雇用月数は、少数点第1位を四捨五入してください。

障害者雇用名簿			
氏 名	採用年月日	雇用継続期間	備考
		月	
		月	
		月	
		月	
		月	
		月	
計 （A）		計 （B）	

※欄が不足する場合は、適宜追加してください。別紙でも可。

※雇用保険被保険者資格取得等確認通知書または雇用契約書等の写しを添付してください。

第2号様式（第4条関係）

練馬区障害者支援施設等受注団体認定通知書

年 月 日

様

練馬区長

練馬区障害者支援施設等受注団体認定取扱要綱第4条第2項の規定に基づき、つぎのとおり貴団体を障害者支援施設等受注団体として認定します。

適用年月日

年 月 日

認定有効期間

年 月 日

条件

第3号様式（第4条関係）

練馬区障害者支援施設等受注団体認定却下通知書

年 月 日

様

練馬区長

障害者支援施設等受注団体として認定しないこととしたので、練馬区障害者支援施設等受注団体認定取扱要綱第4条第3項の規定に基づき通知します。

理由

第4号様式（第6条関係）

練馬区障害者支援施設等受注団体認定変更届

年 月 日

練馬区長 殿

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け 練福障第 号により通知がありました、障害者支援施設等受注団体としての認定について、下記のとおり申請内容の変更がありましたので届け出ます。

記

事業所名			
変更（予定）年月日	年 月 日		
変更事項 (変更内容に○)	(事業所の所在地・事業所の名称・代表者名)		
変更の内容および理由	変更項目	変更前	変更後
	理由		

第 5 号様式（第 8 条関係）

練馬区障害者支援施設等受注団体認定更新申請書

年 月 日

練馬区長 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

つぎのとおり、障害者支援施設等受注団体の認定の更新をしたいので、障害者支援施設等受注団体認定取扱要綱第 8 条第 3 項の規定により申請します。

※ 基準該当項目に応じて第 1 号様式別紙 1 から 3 までおよび実績報告その他の必要書類を添付して提出すること。

担当者 名		e-mail	
----------	--	--------	--